

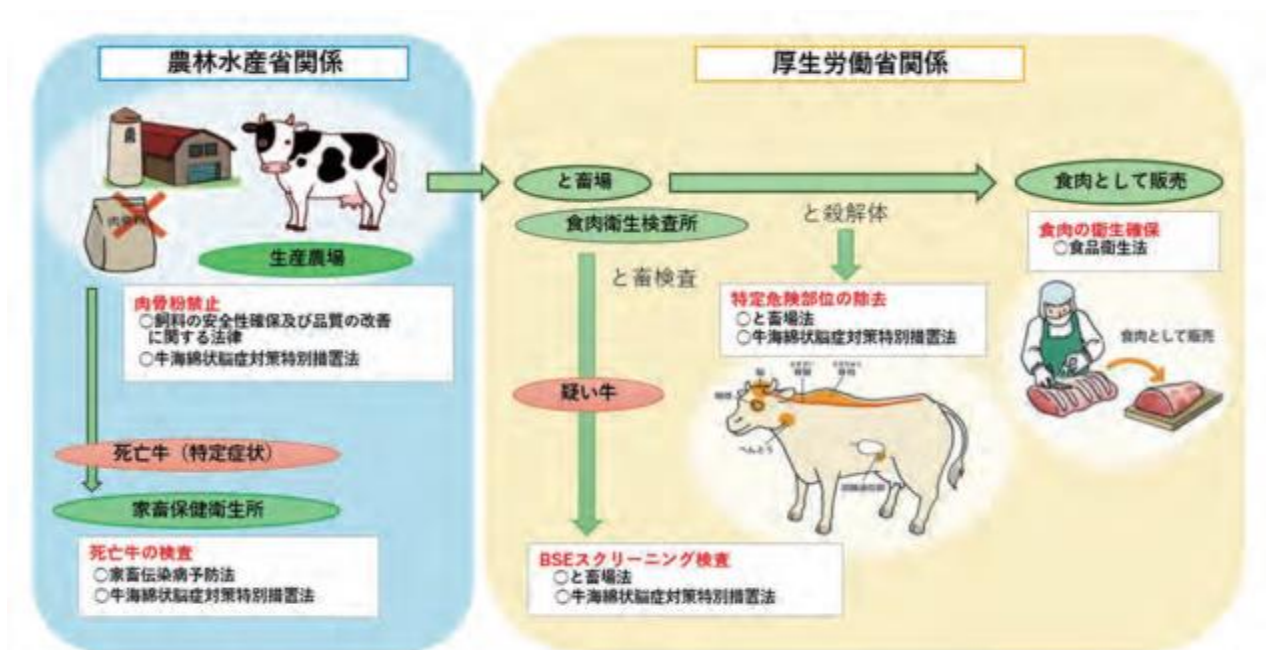


図 12 B S E 検査の流れ

イ と畜検査・食鳥検査の実施及び食肉・食鳥肉の衛生確保の推進（薬務生活衛生課）

<取り組みのポイント>

- 食肉・食鳥肉の安全を確保し、食用として適しているかどうかを確認するため、と畜検査や食鳥検査を実施し、検査で異常が認められた場合は廃棄等の処分を行います。
- と畜場及び食鳥処理場の衛生管理について、作業従事者向けの講習会を実施し、衛生意識の向上を図り、自主管理体制の構築を促進します。
- と畜場及び食鳥処理場の実施する HACCP による衛生管理について、外部検証（現場検査、記録検査、微生物検査等）を行い、監視・指導により衛生管理の向上を図ります。

目 標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
7 と畜場・食鳥処理場職員への講習会開催回数（回／年）	8	8
8 と畜場の監視回数（監視予定回数の達成率（％／年）	100	100
9 食鳥処理場（大規模・認定小規模）の監視回数（監視予定回数の達成率）（％／年）	100	100

【数値目標の考え方】

- 7 と畜場・食鳥処理場職員への講習会開催回数
と畜場・食鳥処理場の作業従業者向けに、年間 8 回の講習会を開催することを目標としています。
- 8 と畜場の監視回数
と畜場の監視回数は、毎年度策定される「沖縄県食品衛生監視指導計画」で定めており、毎年度の監視指導計画に基づく監視予定回数の達成率を目標値としています。

9 食鳥処理場（大規模・認定小規模）の監視回数

食鳥処理場の監視回数は、毎年度策定される「沖縄県食品衛生監視指導計画」で定めており、毎年度の監視指導計画に基づく監視予定回数の達成率を目標値としています。



図 13 と畜検査の流れ

ウ 鶏卵衛生管理体制の整備（畜産課）

<取り組みのポイント>

- 安全な鶏卵の供給体制を推進します。
- 鶏、ネズミ、衛生害虫、環境等についてサルモネラに係るモニタリング検査を行い、衛生状態を継続的に把握し、当該結果に対し疫学的な検討を行い、衛生管理の推進を図ります。

目 標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
10 養鶏場のサルモネラ検査数（検体 / 年）	1 4 8	随時

【数値目標の考え方】

10 養鶏場のサルモネラ検査数

本調査は、サルモネラフリー農場を目指した取り組みとして、サルモネラ菌が存在しそうな場所の拭き取り調査、害虫や採卵鶏の糞便調査などを行います。

本調査は、継続的に行っており毎回サルモネラ菌が存在しそうな場所や、検体を選択しているため目標値を随時としております。

エ 動物用医薬品等の適正使用の促進と監視指導の充実（畜産課、薬務生活衛生課、水産課）

<取り組みのポイント>

- 動物用医薬品の畜産物への残留防止を推進します。
- 畜産農家や獣医師に加え、動物用医薬品販売業者等への監視と指導を実施し、不適正な医薬品の使用が確認された場合は、速やかに是正されるよう指導します。
- 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律及びBSE発生防止のため反芻動物用飼料への動物由来たんぱく質の混入防止に関するガイドラインの遵守を推進します。
- 畜産飼料の製造、輸入及び販売業者等に対し、製造・流通段階における検査や指導を実施します。
- 食肉（牛・豚・鶏）、鶏卵、乳、はちみつ及び養殖魚介類等の畜水産食品について、残留動物用医薬品等（動物用医薬品、抗生物質、合成抗菌剤）についてのモニタリング検査を行います。
- 養殖魚介類を安全・安心な食品として生産するために、養殖業者に対し、飼料や水産用医薬品等の適正使用及び記録管理について、巡回指導を行います。
- 養殖業者に対し、水産用医薬品の使用状況を把握するため、水産医薬品の使用実態調査を行います。

目 標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
11 動物用医薬品の適正使用にかかる監視指導（件／年）	4 8	4 5
12 飼料等の製造・流通段階における検査や指導数（件／年）	5 6	3 5
13 畜水産食品の残留抗生物質検査数（検査実施予定数の達成率）（％／年）	1 0 2	1 0 0
14 養殖経営体数に対する指導経営体数の割合（％／年）	1 0 0	1 0 0
15 水産用医薬品使用実態調査の実施回数（回／年）	1	1

【数値目標の考え方】

- 11 動物用医薬品の適正使用にかかる監視指導
毎年度の指導計画に基づく実施予定数を目標値としています。
- 12 飼料等の製造・流通段階における検査や指導数
県内の畜産飼料の製造、輸入及び販売業者等を5年間で全て立入検査するとしたときの年間立入業者数となっております。
- 13 畜水産食品の残留抗生物質検査数
畜水産食品の残留抗生物質検査数は、毎年度策定される「沖縄県食品衛生監視指導計画」で定めています。毎年度の監視指導計画に基づく検査実施予定数の達成率を目標値としています。
- 14 養殖経営体数に対する指導経営体数の割合

県内で給餌養殖を行っている全経営体への巡回指導を行うことを目標としています。

15 水産用医薬品使用実態調査の実施回数

県内で給餌養殖を行っている経営体に対して、年に1回、医薬品の使用実態調査を行うことを目標としています。

用語の解説

動物用医薬品

畜産動物や養殖魚に対して、病気の治療や予防のための抗生物質、寄生虫駆除剤、栄養成分補給のための飼料添加物など、飼育段階で使用される化学物質のことをいいます。動物用医薬品が残留した畜産物などによって、人の健康を損なわないよう、その使用方法や出荷前の使用禁止期間、食品中の残留基準値などが定められています。



水産用ワクチン接種講習会



養殖生産者会議

オ 家畜伝性病発生予防及び危機管理体制の強化（畜産課）

<取り組みのポイント>

- 安全・安心な畜産物を供給するために、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生を予防する必要があります。
- 家畜伝染病が発生した場合には、関係機関と連携を図り、迅速な対応ができるよう、危機管理体制を構築するとともに、発生時における畜産物の流通指導及び安全安心情報を提供します。
- 家畜の所有者が遵守すべき飼養衛生管理基準に基づき、衛生管理が適切に行われるよう監視・指導を強化します。
- 令和4年12月に沖縄県では初めてとなる高病原性鳥インフルエンザの発生があり、感染拡大防止のための防疫対応を行いました。鳥インフルエンザが発生した場合でも感染が確認された鶏の肉や卵が市場に出回ることはありませんが、発生予防のため、県内の養鶏場における飼養衛生管理の向上について万全の対策が講じられるよう、飼養者による点検の実施に加え、点検結果を踏まえた改善指導を実施します。

目 標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
16 家畜伝染病発生予防及び危機管理体制の強化に係る連絡会議等の開催回数（回／年）	37	8
17 鳥インフルエンザ発生予防体制の強化における確認指導（件／年）	※ ⁴	50

※⁴ 第5期推進計画（R7～R11）の新規施策

【数値目標の考え方】

16 家畜伝染病発生予防及び危機管理体制の強化に係る連携会議等の開催回数

家畜伝染病が発生した場合を想定し、防疫体制や関係機関の役割等を事前に確認する連携会議及び防疫演習を県内の4家畜保健衛生所（中央・北部・宮古・八重山）で、開催することを目標としています。

17 鳥インフルエンザ発生予防体制の強化における確認指導

県内の小規模を除く家さん飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況について、その確認と改善指導を実施することを目標としています。



特定家畜伝染病防疫実働演習

カ 和牛ブランドの信頼性の確保（畜産課）

<取り組みのポイント>

■家畜人工授精所に対し立入検査を計画的に実施し、家畜人工授精業務の実施状況や和牛遺伝資源の記録管理について確認・指導を行います。

目 標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
18 家畜人工授精所の立入検査（件／年）	※ ⁵	40

※⁵ 第5期推進計画（R7～R11）の新規施策

【数値目標の考え方】

18 家畜人工授精所への立入検査数

毎年度 40 件の立入検査を目標とし、令和 11 年度には県内全ての家畜人工授精所に立入検査を実施することを目標にしています。

施策 2 製造・加工・調理・流通・販売・消費段階における安全安心の確保

基本施策 (3) 食品の製造・調理・販売段階における安全安心の確保

安全で安心な食品の提供は、食品関連事業者の責務であり、食品関連事業者の取り組みを確実なものとし、自主管理体制の構築を促進する必要があります。

また、法令に基づく規格基準に適合しない食品や、腐敗や異物が混入した不良な食品が流通しないように、生産から消費に至るまでの各行程において、監視・指導を行うとともに、流通食品の収去検査を行い、その安全性を確保する必要があります。

学校給食に対しては、大量調理施設として重点的に監視を行い、学校給食関係者への研修会を通じて、食中毒の発生を防止し、安全・安心な給食を提供する必要があります。

ア 食品関連事業者に対する監視指導（薬務生活衛生課）

<取り組みのポイント>

- 大量調理施設、広域流通食品を製造する施設等、特に衛生管理が必要な食品を取り扱う施設を対象に、食品衛生広域監視班を設置して重点的に監視を行い、食品に起因する事故や違反食品の未然防止を図ります。
- 沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき、食品の製造・販売の実態や食中毒の発生状況等を考慮して、立入検査回数を定めて、食品関連事業者に対する監視・指導を行い、違反を発見した場合には、必要な措置を講じます。

目 標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
19 食品施設監視指導回数（監視指導実施予定数の達成率） （％／年）	1 2 5	1 0 0

【数値目標の考え方】

19 食品施設監視指導回数

食品施設監視指導回数は、毎年度策定される「沖縄県食品衛生監視指導計画」で定めており、毎年度の監視指導計画に基づく監視指導実施予定数の達成率を目標値としています。

イ 食品関連事業者の自主管理の促進（薬務生活衛生課）

<取り組みのポイント>

- 食品関連事業者を対象に、食中毒予防のための衛生講習会や食品衛生責任者を対象に実務講習会を開催し、食品衛生に対する正しい知識の普及啓発を図ります。
- 飲食店や食品製造施設等の営業許可施設には、食品衛生責任者の設置が義務付けされていることから、一般社団法人沖縄県食品衛生協会が主催する食品衛生責任者養成講習会へ講師を派遣し、その責任や役割の周知を図ります。

- 国際標準の衛生管理手法であるHACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の適切な運用・定着が図られるよう食品関連事業者を対象に、アンケート調査等により実態把握を行い、分析し助言指導を行います。
- 一般社団法人沖縄県食品衛生協会では、食品関連事業者への巡回指導を通じて、食品の衛生的な取り扱いの指導や助言を行い、食品業界全体のレベルアップを図っており、県はその取り組みに対する支援を行います。

目 標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
20 食中毒予防のための講習会開催回数(実施予定数の達成率) (%) / 年)	※ ⁶ 87	100
21 食品衛生責任者養成講習会等での講義回数 (回 / 年)	38	23
22 HACCPの導入及び適切な運用に関する指導助言	41	随時
23 食品関連事業者団体による巡回指導件数(実施計画数の達成率) (%) / 年)	※ ⁷ 97	100

※⁶ ※⁷ 目標値を実数から達成率に変更したNo. 20、23 の施策については、現状値（令和5年度実績値）の達成率を表記。

【数値目標の考え方】

- 20 食中毒予防のための講習会開催回数
毎年度策定される「沖縄県食品衛生監視指導計画」で講習会開催回数を定め、その計画の達成率を目標値としています。
- 21 食品衛生責任者養成講習会への講師派遣回数
県内5保健所（北部・中部・南部・宮古・八重山）で、一般社団法人沖縄県食品衛生協会が主催する講習会へ講師を派遣し、その派遣・講義回数を数値目標としています。
- 22 各種講習会でアンケート調査等を行い、その結果を分析しHACCPの導入及び適切な運用、定着を図るために指導助言を数値目標は設定せずに随時行います。
- 23 食品関連事業者団体による巡回指導件数
一般社団法人沖縄県食品衛生協会の県内各支部が実施する食品関連事業者への巡回指導について、委託契約に基づく実施計画数の達成率を目標としています。

用語の解説

HACCP（ハサップ：Hazard Analysis Critical Control Point）

各工程の危害要因を分析し、その危害発生防止につながる特に重要な工程を重点的に管理する衛生管理手法のことです。

食品関連事業者

生産から消費者へ販売されるまでの行程で、食品の安全性に影響を及ぼす可能性のある事業を行う者を指します。具体的な事業活動の種類は、次のとおりです。

- ①農林水産物の生産段階については、農林水産物の生産活動そのものに加えて、肥料、農薬、飼料添加物、動物用の医薬品等の生産資材に係る事業活動
- ②食品の製造、加工、調理、輸入、流通、販売の段階については、食品衛生法において規制対象としている食品及び添加物並びに器具及び容器包装に係る事業活動

ウ 食品収去検査の実施（薬務生活衛生課）

<取り組みのポイント>

- 流通している食品について、食品衛生法で定められた規格基準等の検査を行い、流通食品の安全性を確保します。
- 沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき、県内で製造された食品及び県内に流通する食品等を対象に収去検査を実施し、残留農薬や添加物、微生物等の試験検査を行い、不良食品を排除します。

目 標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
24 食品の収去検査検体数（検査実施予定検体数の達成率） （％／年）	1 1 8	1 0 0

【数値目標の考え方】

24 食品の収去検査検体数

食品の収去検査検体数は、毎年度策定される「沖縄県食品衛生監視指導計画」で定めており、毎年度の監視指導計画に基づく検査実施予定検体数の達成率を目標値としています。

エ 流通食品の放射性物質検査の実施（薬務生活衛生課）

<取り組みのポイント>

- 平成 23 年の東日本大震災による原子力発電所事故により、一部の食品から放射性物質が検出され、出荷制限が行われるなど、全国的に放射性物質汚染問題が起きました。これを受け、県では、平成 24 年度から、主に県外で製造された流通食品について、モニタリング検査を開始しており、継続して検査を行うことで、流通食品の安全性を確認します。

■沖縄県食品の放射性物質検査実施要領に基づき、毎年度検査実施計画を策定し、県内で流通している食品（農産物・水産物・加工食品・乳製品・その他）の放射性セシウムの検査を行います。

目 標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
25 流通食品の放射性物質検査検体数（検査実施予定検体数の達成率）（％／年）	1 0 0	1 0 0

【数値目標の考え方】

25 流通食品の放射性物質検査検体数

流通食品の放射性物質検査検体数は、毎年度策定される「沖縄県食品の放射性物質検査計画」で定めており、毎年度の検査計画に基づく検査実施予定検体数の達成率を目標値としています。

オ 学校給食の安全性の確保（保健体育課、薬務生活衛生課）

<取り組みのポイント>

- 学校給食衛生管理基準に基づき、学校給食について指導・助言を行います。
- 学校給食施設のドライシステム化やドライ運用について指導・助言を行います。
- 衛生管理の徹底を図るため、学校給食用食品の定期点検の重要性や実施について周知を行います。
- 学校給食関係者に対し、調理施設や食品の衛生管理等の研修を実施し、学校給食の安全性の確保を促進します。
- 沖縄県食品衛生監視指導計画及び大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき、学校給食施設について、監視・指導を行います。

目 標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
26 定期点検を実施する学校給食施設数の割合（％／年）	※ ⁸ 1 0 0	1 0 0
27 学校給食関係者に対する研修会の開催回数（回／年）	5	5

※⁸ 目標値を実数から達成率に変更したため、現状値（令和5年度実績値）の達成率を表記。

【数値目標の考え方】

26 定期点検を実施する学校給食施設数の割合

県内学校給食調理場において、学校給食用食品の定期的な点検を行うことを目標値としています。

27 学校給食関係者に対する研修会の開催回数

学校給食関係者（栄養教諭、学校栄養職員、調理員、調理場関係者・行政給食担当、給食主任（教諭）等）の対象者別に研修会の開催を目標にしています。